

実施方針（案）に関する質問・意見への回答

No.	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容	回答
1	1	第2	1	(1)	事業名称	「甲佐町起業等 <u>応援</u> 施設」となっているが、表紙は「甲佐町起業等 <u>支援</u> 施設」だが、どちらが正しいか。	「甲佐町起業等 <u>応援</u> 施設」が正しいため、表紙を変更しました。
2	2	第2	1	(4)	①運営権対象施設	「(交流広場を含む敷地内)」は、岩下134番地1のことか？	運営権対象施設は、記載の住所（岩下134番地1、岩下24番地1の一部）の敷地内すべてを対象範囲としていますが、その旨が明確にわかるように住所の前に「次の敷地内すべて（建物のみならず敷地内すべて）を対象施設とする。」の記載を追加しました。
3	3	第2	1	(4)	⑤業務範囲	「(4)本事業の対象となる施設」の中に「⑤業務範囲」が入っているが区分が異なるのではないか。施設における業務範囲ということか。	ご認識のとおりだが、わかりづらいため、「⑤業務範囲」は小項目に格上げして「(5)業務範囲」として区分けを変更しました。これにより、P4の(5)以降の項目番号を変更しました。
4	4	第2	1	(4)	【付随業務】	付随業務は、PFI法に基づく特定事業としての業務か。	PFI法に基づく特定事業としての業務ではありません。「第10」(※)に記載のとおり、特定事業を行う事業者にあわせて行ってもらう事業です。このため、左記の記載は削除しました。 (※) 実施方針公表時は「第11」でしたが、「第10」に改めました。

実施方針（案）に関する質問・意見への回答

5	4	第2	1	(5)	民間事業者の収入等	P2の(4)③に「公共施設等運営権制度と指定管理者制度を併用」と記載してあるが、ここでの収入は運営権者の収入になるのか、それとも指定管理者の収入になるのか。	本項目は公共施設等運営権者による内容を記載しており、ここでの収入も公共施設等運営権者の収入になります。このため、「民間事業者は <u>運営権者として</u> 」と下線部分を追記しました。 (7)(8)にも同様に追記を行いました。また、(7)中「※指定管理料」の段落は削除しました。
6	6	第2	1」	(12)	事業スケジュール（予定）	日程について上旬・下旬とされている部分については確定していないか？	確定した項目について赤字で時点修正しました。また、No.5に「現地説明会」を追加し、これ以降のNo.を変更しました。
7	6	第2	1」	(12)	事業スケジュール（予定）	No.6は「参加表明書」のことか？	ご認識のとおりです。「参加表明書」に修正しました。なお、「No.6」は「No.7」に変更しました。
8	12	第5				第4ではないか。	第4に修正し、これ以降の大項目番号を変更しました。 また、(別紙)6枚目の「5 (1)」の1行目の「(第2 (1 1))」を「第2 (1 2)」に変更しました。
9	(別紙)4枚目	4	(2)	①		デジタル人材養成業務については、甲佐高校（特に「ビジネス情報科」）は対象外か。	本業務の対象を制限していないため、甲佐高校生が対象となることもあります。 なお、甲佐高校においては、令和7年度から新たなプログラムを開始す

実施方針（案）に関する質問・意見への回答

							るにあたり、本業務との連携を期待することから、1枚名の「2 業務目的」の4段落目にその内容を追加しました。
10	別紙 6 枚目	4	(2)			セミナー修了者への就業支援の必要はないか	4 (2) の⑥に追加しました。
11	別紙 7 枚目	5	(1)		事業者選定のスケジュール（予定）	No.6 は「参加表明書」のことか？	ご認識のとおりです。「参加表明書」に修正しました。
12	別紙 7 枚目	5	(1)		事業者選定のスケジュール（予定）	日程について上旬・下旬とされている部分については確定していないか？	確定した項目について赤字で時点修正しました。 これにより、前回まで赤字で表記していた箇所は下線に変更し、2行目の「・・・、朱書き部分が」を「下線部分が」に変更しました。また、「現地説明会」及び「参加表明書受付〆切」にも下線を追加しました。
13	要求水準 書 P2	第 1	1	(3)		「維持管理・運營業務 総括責任者」は、「維持管理業務責任者」「運營業務責任者」と兼務することも可能でしょうか。	可能です。

実施方針（案）に関する質問・意見への回答

14	要求水準書P2	第1	1	(3)	①	“「維持管理業務責任者」は、その維持管理業務区分に係る管理能力及び業務遂行に必要な専門的知識があり、その維持管理業務区分に係る責任を主として担うことができる者とする。”との記載がございますが、どのような業務区分ごとに責任者を配置するかといった点については、運営事業者の提案次第との認識でよろしいでしょうか。	ご認識のとおりです。
15	3	第1	1	(3)	①	“「維持管理業務責任者」は、各々が担うべき役割を確実に行うことができる限りにおいて、他の維持管理業務区分に係る「維持管理業務責任者」を兼ねることができる。”との記載について、内容次第では1人が複数業務区分の責任者を兼務できるとの認識でよろしいでしょうか。	ご認識のとおりです。
16	要求水準書P3	第1	1	(3)	②	“事業者は、開業前においては「統括管理責任者」、開業後においては「維持管理・運営業務総括責任者」による内容確認の後”との記載がございますが、「統括管理責任者」と「維持管理・運営業務総括責任者」は同一者を配置しても問題ございませんでしょうか。	ご認識のとおりです。

実施方針（案）に関する質問・意見への回答

17	要求水準書 P3	第 1	1	(3)	②	“「維持管理業務担当者」は、各々が担うべき役割を確実に行うことができる限り においては、他の維持管理業務区分に係る「維持管理業務担当者」を兼ねることができる。”との記載について、内容次第では1人が複数業務区分の担当者を兼務できるとの認識でよろしいでしょうか。	ご認識のとおりです。
18	要求水準書 P5	第 1	1	(7)		“「建築保全業務共通仕様書」の最新版の点検項目を事業者の判断により適宜参考にして “、「建築保全業務共通仕様書」に示された点検周期（「3月に1回」「1年に1回」等）を勘案した上で” といった記載がございますが、「建築保全業務共通仕様書」は官庁施設の保全を実施するための基準かと存じます。当該仕様書には、大規模な施設の保全を前提とした基準も含まれ、本業務における施設整備においては過大な基準もあるものと存じますため、あくまで参考程度にとどめるという認識でよろしいでしょうか。	ご認識のとおりですが、「建築保全業務共通仕様書」を適宜参考にしていたきながら、建築物・建築設備の適正保全に努めてください。
19	要求水準書 P6	第 1	1	(8)		“第三者に委託する場合は”との記載がございますが、前項の（7）に記載されている、劣化等についての	「劣化等についての調査、診断及び判定、点検、異常時の対応等」については、P1の「1(1)」の基本方針

実施方針（案）に関する質問・意見への回答

						調査、診断及び判定、点検、異常時の対応等の維持管理業務においては、運営事業者の経費負担のもと、外部の専門業者へ委託すべき水準が求められていると考えるべきでしょうか。	を遵守する目的で行っていただくものです。このため、目的を達成するために必要と判断された場合は、運営事業者の経費負担のもと、第三者へ委託してください。ただし、その判断が難しい場合などは、あらかじめ町に相談いただくことも可能です。
20	要求水準書 P6	第 1	1	(9)		“事業者は、維持管理業務についてセルフモニタリングを行うこと。”との記載がございますが、モニタリングの頻度や内容は運営事業者が任意に定めてよいものになりますでしょうか。	運営事業者によるセルフモニタリングの内容は任意に定めていただいて構いませんが、モニタリングの目的である要求水準等が確認できる内容としてください。また、頻度につきましても任意で定めていただいて構いませんが、要求水準等を維持するために必要な回数を設定してください。なお、町のモニタリングを年度内に 1 回必ず行います。
21	要求水準書 P7	第 1	1	(10)		“事業者は、運営業務期間中、自らの負担により次の保険に加入すること。 ・第三者賠償責任保険 ・火災保険”との記載がございますが、どの程度の保険料・補償内容の保険への加入を想定されていらっしゃいますでしょうか。	第三者賠償責任保険については、運営事業者において加入してください。火災保険については、「建物」部分については、町の共済保険制度にて補完するため、加入の必要はありませんが、管理者として設置される「家財」部分の保険加入が必要だと思います。

実施方針（案）に関する質問・意見への回答

22	要求水準書 P8	第 1	2	(1)	② b	“事業者は、建築基準法第12条第2項に規定される点検を行うこと。 “との記載がございます。 建築基準法の当該条項には、“一級建築士若しくは二級建築士又は建築物調査員”が点検を行う必要があると記載されておりますが、本施設においても同等の有資格者による定期点検が必須となりますでしょうか。 建築基準法の同条項には、“特定行政庁が安全上、防火上及び衛生上支障がないと認めて建築審査会の同意を得て指定したものについては、この限りでない。”との記載もございますため、確認させていただきますでしょうか。	当該施設は建築基準法第 12 条第 2 項に規定する「特定建築物」には該当しないため、次の記述に修正します。 「当該施設は、建築基準法第 12 条第 2 項に規定される特定建築物に該当しないため、同項による点検及び特定行政庁への同項点検の報告は不要であるものの、当該施設は不特定多数の方が利用する施設であることから、建築物及び設備の安全性を確保するために、定期的な点検を行い、必要に応じて町に連絡をしたうえで、適切な方法により対応すること。」
23	要求水準書 P8	第 1	2	(1)	② C	“事業期間内に要求水準に示す性能及び機能を保つために必要となる修繕・更新は、その規模にかかわらず実施すること。”との記載がございますが、修繕・更新が必要になった状況に関わらず、修繕・更新にかかる費用は運営事業者の負担になるのでしょうか。	ご認識のとおりです。なお、「甲佐町起業等支援施設運営事業実施方針」（令和 7 年 1 月 16 日変更版）第 2 「1（5）②H」（P4）に記載しているとおり、「大規模修繕（※）」は町が実施します。 （※）大規模修繕・・・建築物の一側面、連続する一面全体又は全面に対して行う修繕をいい、設備に関しては、機器、配管、配線の全面的な更新を行う修繕をいう（「建築物修繕措

実施方針（案）に関する質問・意見への回答

							置判定手法（（旧）建設大臣官房官庁営繕部監修）」（平成５年版）の記述に準ずる。）。
24	要求水準書 P8	第 1	2	(1)	③	“施設用途、規模等を勘案して適切な警備計画を立案し、犯罪及び事故等の未然防止に努めること。”との記載がございますが、警備計画に求められる水準については、運営事業者による費用等負担のもと、外部の専門業者の知見を踏まえて作成すべきものと認識すべきでしょうか。	町としては、外部の専門業者の知見を踏まえて作成いただくことを必須としているものではありません。同段落に記載の内容を遵守いただけるような具体的な警備計画を立案いただくことが必要と考えており、その手段を拘束するものではありません。
25	要求水準書 P9	第 1	2	(2)	②b、c	関係法令等に従った法定点検、定期点検については、運営事業者による費用等負担のもと、外部の専門業者に依頼すべき点検水準が求められていると認識すべきでしょうか。	ご認識のとおりです。
26	要求水準書 P9	第 1	2	(2)	② d	“事業期間内に要求水準に示す性能及び機能を保つために必要となる修繕・更新はその規模にかかわらず実施すること。”との記載がございますが、修繕・更新が必要になった状況に関わらず、修繕・更新にかかる費用は運営事業者の負担になるのでしょうか。	ご認識のとおりです。なお、「甲佐町起業等支援施設運営事業実施方針」（令和 7 年 1 月 16 日変更版）第 2 「1（5）②H」（P4）に記載しているとおり、「大規模修繕（※）」は町が実施します。 （※）大規模修繕・・・建築物の一側面、連続する一面全体又は全面に対して行う修繕をいい、設備に関しては、機器、配管、配線の全面的な更新を行う修繕をいう（「建築物修繕措

実施方針（案）に関する質問・意見への回答

							置判定手法（（旧）建設大臣官房官庁営繕部監修）」（平成５年版）の記述に準ずる。）。
27	要求水準書 P 10	第 1	2	(3)	②b、c	“計量器等の精密機器については、法令等に従い定期検査を行うこと。”との記載がございますが、運営事業者による費用等負担のもと、外部の専門業者に依頼すべき点検水準が求められていると認識すべきでしょうか。	ご認識のとおりです。
28	要求水準書 P 10	第 1	2	(3)	②C	“事業期間内に要求水準に示す性能及び機能を保つために必要となる修繕・更新は、その規模にかかわらず実施すること。”との記載がございますが、修繕・更新が必要になった状況に関わらず、修繕・更新にかかる費用は運営事業者の負担になるのでしょうか。	ご認識のとおりです。なお、「甲佐町起業等支援施設運営事業実施方針」（令和 7 年 1 月 16 日変更版）第 2 「1（5）②H」（P 4）に記載しているとおり、「大規模修繕（※）」は町が実施します。 （※）大規模修繕・・・建築物の一側面、連続する一面全体又は全面に対して行う修繕をいい、設備に関しては、機器、配管、配線の全面的な更新を行う修繕をいう（「建築物修繕措置判定手法（（旧）建設大臣官庁営繕部監修）」（平成 5 年版）の記述に準ずる。）。
29	要求水準書 P 11	第 1	2	(4)	②a、b	“土木・外構等が正常な状態にあるかについて、各種法令等に従い、測定等により確認し、”との記載がご	当該点検の目的は（4）②本文に記載のとおりで、この目的を達成するために a 及び b の点検を行っていた

実施方針（案）に関する質問・意見への回答

						ざいますが、運営事業者による費用等負担のもと、外部の専門業者に依頼すべき点検水準が求められていると認識すべきでしょうか。	だくものです。このため、当該目的を達成できないような状況が発生し、加えて運営事業者だけでは判断が難しい場合は、まずは町に協議いただき、その結果、必要と判断された場合は、外部の専門業者へ依頼し然るべき対応を行っていただくことがあります。
30	要求水準書 P 12	第 1	2	(4)	③	“清掃作業担当者”との記載がございますが、当該担当者は、各種点検に加え、同条項内で後述される清掃やせん定、刈り込み、灌水、除草、施肥、病虫害防除及び養生等、花の植え替え、枯木等の除去又は植え替え等を行える者を配置する必要があるとの認識でよろしいでしょうか。その際、他の業務担当者が一部役割を兼務することも可能でしょうか。	ご認識のとおりです。 また、一部兼務も可能です。
31	要求水準書 P 13	第 1	2	(5)	②	“事業者は、「建築物における衛生的環境の確保に関する法律」等の関連法令等に基づき、施設管理上で必要な測定及び清掃等を行い、給排水、空気環境 騒音、臭気、振動等の管理を適切に行うこと。”との記載がございますが、本業務で対象とする施設については、「建築物における衛生的環境の確保に関する法	ご意見のとおり、当該施設は「特定建築物」には該当しませんので、「建築物における衛生的環境の確保に関する法律」は参考としていただくよう条文を次のとおり改めます。 「建築物における衛生的環境の確保に関する法律」等の関連法令等を参考に、施設管理上で必要な測定及び清掃等を行い、給排水、空気環境 騒

実施方針（案）に関する質問・意見への回答

						律」の対象とされる「特定建築物」に該当し、当該法律の全項目を運営事業者において遵守すべきという認識になりますでしょうか。 「建築物における衛生的環境の確保に関する法律」の条項を参照しますと、“特定建築物所有者等は、・・・（中略）・・・建築物環境衛生管理技術者免状を有する者のうちから建築物環境衛生管理技術者を選任しなければならない”（第六条）といったような、運営事業者において対応が困難と思われる事項も見受けられるため、確認させていただけますと幸いです。 「建築物における衛生的環境の確保に関する法律」については、参考程度にとどめるということでしたら、「要求水準書」内の当該法律名の記載消去や水準緩和をご検討いただくことは可能でしょうか。	音、臭気、振動等の管理を適切に行うこと。」
32	要求水準書 P 15	第 1	2	(6)	③	“品質保証のあるもの（J I S マーク商品等）の使用に努めること”について、記載消去や水準緩和をご検討いただくことはできますでしょうか。	条文のとおり「使用に努めること」としておりますので、必須ではありません。本条文の意図をご理解いただいたうえで、ご意見のような「安全性、経済性を考慮し選定いただいた

実施方針（案）に関する質問・意見への回答

						一部の資材・消耗品については、当該マークがなくても安全に使用可能なものがあるかと存じます。 また、業務に使用する資材・消耗品は運営事業者の負担とされておりますため、品質面で安全なものを選定することはもちろんのこと、経済面にも配慮して選定する必要が出てくるかと思われるため、ご検討いただけましたら幸いです。	もの」を使用いただくことは可能です。
33	要求水準書 P 15	第 1	2	(6)	③	“「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律」の特定調達物品の使用等”の部分は必須になりますでしょうか。No. 26同様の理由にて、上記法律名の記載消去や水準緩和をご検討いただくことは可能でしょうか。	条文のとおり「使用に努めること」としておりますので、必須ではありません。
34	要求水準書 P 16	第 1	2	(7)	③a	“機械警備”について、具体的にどのような警備装置・システムの配置が必須となりますでしょうか。	本件の目的としては本文の記載のとおりです。町では、当該施設に防犯カメラ（映像視聴可）の設置は予定していますが、必要に応じて装置等を設置してください。設置にあたっては、事前に町に協議してください。
35	要求水準書 P 16	第 1	2	(7)	③a	“「警備業法」、「消防法」及び「労働安全衛生法」等の関係法令等”との記載がございますが、「警備業法」は警備業について定めた法	本条文は、当該施設に関する関係法令を列挙しています。警備業法については、運営事業者に限らず施設の警備にあたって遵守すべき規定があ

実施方針（案）に関する質問・意見への回答

						律であるなど、本業務における運営事業者の管理範囲を超える部分も見受けられることから、特定の法律名の記載消去をご検討いただくことは可能でしょうか。	りますので、関係法令として記載しております。運営事業者におかれては、運営にあたって該当する法令の範囲で遵守いただきますようお願いいたします。
36	要求水準書 P 16	第 1	2	(7)	③a	“警備員が直ちに現場に急行して”との記載がございますが、施設への警備員設置条件（何名常駐など）はありますでしょうか。	警備員の常駐は必須ではありませんが、本文に記載のとおり、事故や火災等が発生したときに適切な処置を行うことができ、また事故の拡大防止を図るような体制を整備していただく必要があり、その手段については任意としております。
37	要求水準書 P 16	第 1	2	(7)	③a	“必要に応じて警備員への適切な指導及び研修を行う体制を整えること”との記載がございますが、こちらは、警備・消防の専門知識を要する部分かと存じます。運営事業者による費用等負担のもと、研修を含め、警備会社等への外部委託を前提に考えるべき事項となりますでしょうか。	外部委託が必須ではありません。なお、前段の問答に記載のとおり、本文の目的は、事故や火災等が発生したときに適切な処置を行うことができ、また事故の拡大防止を図るような体制を整備していただくことであり、その手段については任意としております。
38	要求水準書 P 17	第 1	2	(7)	③C	“交通誘導員は、その業務内容に応じ必要な知識及び技能を有する者を配置すること。”との記載がございますが、交通誘導員における必要な知識及び技能とは、具体的にどのような事項を指しますでしょうか。	交通法規、基本的な交通基礎知識（標識、信号機、看板、応急処置など）、また雑踏整理、車両の安全誘導、歩行者の保護等の技能を想定しています。

実施方針（案）に関する質問・意見への回答

39	要求水準書 P17	第 1	2	(8)	②a	“「修繕計画書」の作成に当たっては、本書に規定する内容を踏まえ、修繕・更新時期や内容を予測し、事業期間中及び事業期間終了後早期に大規模修繕を行う必要がないよう、ライフサイクルコストの低減を図るものとする。”との記載がございますが、これらの予測・計画書作成については、運営事業者による費用等負担のもと、専門家の知見を踏まえて行うことを想定されておりますでしょうか。	専門家の知見を必須とするものではありません。本文の目的としては、5 年経過してすぐに多額の費用が発生するような大規模修繕を行う必要がないように、事業期間中に計画的に修繕や更新を行うための基準を作成することであり、その手段については任意としています。 なお、修繕計画書の作成にあたっては、事前に内容等について町と協議を行ってください。
40	要求水準書 P17	第 1	2	(8)	②b	“施設の性能及び機能を維持するために必要となる修繕については、軽重問わず事業者が行うこと。”との記載がございますが、修繕が必要になる状況に関わらず、運営事業者による費用負担を前提として、事業計画終了までの収支計画を立てる必要があるという認識になりますでしょうか。	費用負担の有無については不問とさせていただきますが、運営事業者により計画的に修繕を行っていただくことを目的としておりますので、ご意見のとおり事業計画終了までに収支計画をたてていただくことは必要と考えます。この場合も前問と同様に、事前に町と協議を行ってください。 なお、修繕については、「甲佐町起業等支援施設運営事業実施方針」(令和 7 年 1 月 16 日変更版) 第 2「1 (5) ②H」(P4)に記載しているとおり、「大規模修繕(※)」は町が実施します。

実施方針（案）に関する質問・意見への回答

							(※) 大規模修繕・・建築物の一側面、連続する一面全体又は全面に対して行う修繕をいい、設備に関しては、機器、配管、配線の全面的な更新を行う修繕をいう(「建築物修繕措置判定手法((旧)建設大臣官房官庁営繕部監修)」(平成5年版)の記述に準ずる。)
41	要求水準書P18	第1	2	(8)	②C	“事業者は、事業期間終了3年前までに下記「建物等診断報告書」及び「次期修繕提案書(案)」を町に提出する”との記載がございますが、運営事業者による費用等負担のもと、専門業者による診断および修繕提案が必須との想定になりますでしょうか。	本文の目的としては、町が、事業期間内の施設の状況を把握したうえで、事業期間終了後に必要となる修繕計画(内容、費用)を確認することであり、そのための一般的にいわれる「建物等診断報告書」及び「次期修繕提案書(案)」を提出いただくもので、その手段は任意としています。なお、当該施設は令和7年4月に稼働し、かつ事業期間を約5年間としていることから建物診断報告書及び次期修繕提案書の作成時期、作成方針などは町と協議したうえで本事務を進めてください。
42	要求水準書P20	第2	1	(2)	①	“「運營業務責任者」は、関係法令等により資格を必要とする業務を行う場合には、必要となる資格を有すること。”との記載がございます	ご認識のとおりです。

実施方針（案）に関する質問・意見への回答

						が、資格を必要とする業務を行わない場合には、記載の限りではないとの認識でよろしいでしょうか。	
43	要求水準書 P 20	第 2	1	(2)	①	“「運營業務責任者」は、各々が担うべき役割を確実に行うことができる限りにおいて、他の運營業務区分に係る「運營業務責任者」を兼ねることができる。”との記載がございますが、内容次第では1人が複数業務の責任者を兼務できるとの認識でよろしいでしょうか。	ご認識のとおりです。
44	要求水準書 P 20	第 2	1	(2)	①	“管理棟には原則週に3日以上は、営業時間中、1名以上の業務担当者が在席していること。”との記載がございますが、常駐スタッフは1名以上の業務責任者または業務担当者のいずれかでも問題ございませんでしょうか。	問題ありません。
45	要求水準書 P 20	第 2	1	(2)	①	“「運營業務担当者」は、各々が担うべき役割を的確に行うことができる限りにおいては、他の運營業務区分の「運營業務担当者」を兼ねることができる。”との記載がございますが、内容次第では1人が複数業務の担当者を兼務できるとの認識でよろしいでしょうか。 また、業務内容次第では、業務責任	ご認識のとおりです。 また、業務責任者及び担当者の兼務も差し支えありません。

実施方針（案）に関する質問・意見への回答

						者が業務担当者を兼務することも差支えないでしょうか。	
46	要求水準書 P 21	第 2	1	(3)	①	「臨時運營業務計画書」との項目がございますが、当該計画書の提出が必要になる臨時運營業務とは、具体的にどのようなものを指しますでしょうか。	「運營業務全体計画書」や「運營業務年度計画書」に記載されていない業務を想定しています。
47	要求水準書 P 23	第 2	1	(3)	⑤	“事業者は、運營業務についてセルフモニタリングを行うこと。”との記載がございますが、モニタリングの頻度や内容は運営事業者が任意に定めてよいものになりますでしょうか。	運営事業者によるセルフモニタリングは任意に定めていただいて構いません。 ただし、町のモニタリングにつきましては、年度末に 1 回行います。
48	要求水準書 P 23	第 2	1	(3)	⑥	“事業者は、運營業務期間中、自らの負担により次の保険に加入すること。 ・第三者賠償責任保険 ・火災保険 ※「第 1 1 (10)」と重複する場合は不要“との記載がございますが、どの程度の保険料・補償内容の保険への加入をご想定されていますでしょうか。	第三者賠償責任保険については、運営事業者において加入してください。火災保険については、「建物」部分については、町の共済保険制度にて補完するため、加入の必要はありませんが、管理者として設置される「家財」部分の保険加入が必要だと思います。
49	要求水準書 P 24	第 2	2	(4)	a	“子どもが外遊びを楽しむことができる施設としての屋外の遊び場を運営すること。この場合、利用料金は	ご認識のとおりです。

実施方針（案）に関する質問・意見への回答

						無料とすることを基本とするが、町の承諾を得たうえで、事業者の提案により、有料の遊具等を設置することも可能である。”との記載がございしますが、無 料・有料に関わらず、遊具の設置は必須ではないと考えてよろしいでしょうか。	
50	要求水準書 P 24	第 2	2	(4)	a	「台風「台風通過や集中豪雨等の予報があり、筑後川・・・」とありますが、緑川ではないでしょうか。	ご意見のとおりですので、修正します。
51	要求水準書 P 26	第 2	3	(1)	②	“維持管理・運営期間を通じて、「維持管理・運営業務総括責任者」を 1 名定め、「統括管理責任者」による内容確認の後、開業準備業務開始の 2 月前までに町の承諾を得ること。”との記載がございしますが、「維持管理・運営業務総括責任者」と「統括管理責任者」は同一責任者のことを指していると理解してよろしいでしょうか。	町としましては、原則として記載している「各業務責任者との兼務は不可」の意向をもっておりますが、全ての要求水準を満たした上で適切に業務を遂行できることを前提条件として、やむをえない状況等による場合については、事前に町の承諾を得た場合は、この限りではないとしております。
52	要求水準書 P 26	第 2	3	(1)	②	“「維持管理・運営業務総括責任者」は、原則として、各業務責任者との兼務は不可とする。ただし、町の承諾を得る場合には、この限りでない。”との記載がございしますが、2 頁の業務体制図中の「維持管理業務責任者」および「運営業務責任	原則ですので、各事業者の提案について町が承諾した場合は、兼務も可能としております。

実施方針（案）に関する質問・意見への回答

						者」との兼務も原則不可となります でしょうか。	
53	要求水準 書 P 30	第 2	3	(1)	④ニ b	“本事業の経営状況について、第三者機関の活用による確認を行う等、適切にモニタリングを行うこと。”との記載がございますが、第三者機関の活用による確認は必須になりますでしょうか。その場合、第三者機関とは具体的にどのような機関を想定されていらっしゃるのでしょうか。	モニタリングにおいて、第三者機関の活用による確認は必須ではありませんが、このことが、要求水準の達成を含めた安定的な事業実施のために経営状況等を適切に審査する必要があります。このことから、モニタリングについては、その手法について事前に提案いただき、町と協議の上決定することとします。
54	要求水準 書 P 30	第 2	3	(1)	⑤	“・ホームページ及び各種 SNS は、町と協議の上、これを構築すること。 ・事業者は、上記のほか、新聞、雑誌、テレビ、ラジオ、交通機関や旅行会社等の広告等の各種広告媒体を活用して、積極的に行うこと。”との記載がございますが、相当な金額になることが想定されます。こちらの構築費用や広告費用は町から出るのでしょうか。	町からの別途支出はありません。本条項の趣旨としては、当該施設は町の目玉となる施設であり、広く周知したいというものです。ただし、ご意見のとおり、費用面のこともありますので、列記以外の方法を拒むものではありません。運営事業者において創意工夫していただく提案をいただき、その手法については、町と協議のうえ決定することとします。
55	要求水準 書 P 31	第 2	3	(1)	⑦	“事業者は、独立採算により、サロンスペース、交流広場などを活用し、自主イベント事業（イベント及び講習会などの企画・実施等）を	ご認識のとおりです。

実施方針（案）に関する質問・意見への回答

						施すること。”との記載がございますが、独立採算で赤字にしないためには相当な金額の入場料や物品販売などによる利益創出をせねばならないことが想定されます。営利目的となれば、町の広報や公式SNSなどを使つての広告活動は難しいと推察しますが、その場合も企画・運営・広告のすべてを運営事業者の負担により実施することになるのでしょうか。	
56	要求水準書 P 33	第 2	3	(1)	⑫	“本施設には、A E D（自動体外式除細動器）を設置し、必要な時に確実に使用できるように管理及び訓練を行うこと。”との記載がございますが、運営事業者による費用等負担のもと、専門機関による訓練を含めた A E D 設置が必須になりますでしょうか。	今回は、町で整備しますが、次回更新時は運営事業者の負担により整備していただきます。 《参考》 A E D 300 千円／台 更新頻度 5 年／回 ※講習を実施する場合は、上益城消防署へ講習申請書を提出してください。（申請書は上益城消防署 HP からダウンロードが可能です。）
57	要求水準書 P 33	第 2	3	(1)	⑫	“防火管理者を選任し、消防計画に基づく消火、通報及び避難訓練を定期的実施すること。”との記載がございますが、消防計画とはどのような水準・内容のものを想定されていますでしょうか。	消防法における防火管理者の設置は必要ない旨の回答を管轄消防署よりいただいているため、防火管理者の選定は必要ありません。 防火管理者の設置が必須ではないことから消防計画の作成も必須ではあ

実施方針（案）に関する質問・意見への回答

					また、避難訓練の頻度は運営事業者が任意に定めてよいものになりますでしょうか。	りませんが、以下のことなどを実施してください。 ・火災時の被害軽減体制及び避難計画 ・消火・通報・避難の訓練の実施（年1回以上） ・消防用設備等の点検・整備 ・火気の使用又は取扱いに関する監督 ・避難又は防火上必要な経路の確保に係る維持管理 ・収容人員の管理 なお、避難訓練については年一回必ず実施をしてください。
58	2	-	3	別紙「産業立地・人材養成等業務」	“契約日から 令和12年3月31日まで”との記載がございますが、「4業務の内容」の具体的数字（フォームマーケティング6,000社以上、スキルアップ講座20回以上など）の実施期間は年間ごとを意味しているという認識で合っておりますでしょうか。	ご認識のとおりです。
59				上記 N051 関連の質問	“本事業を実施する場合は、別紙「産業立地・人材養成等業務」もあわせて行うものとし、当該業務に係る費用は予定価格の範囲内において、町が負担するものとします。”	ご認識のとおりです。

実施方針（案）に関する質問・意見への回答

						にある費用については、初年度だけでなく、年間ごとに設定される認識で合っておりますでしょうか。	
--	--	--	--	--	--	--	--